

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙期日及び選挙すべき議員の数	選挙管理委員会書記室
・ 繰上投票区及び投票期日	〃
・ 投票用紙の様式及び規格	〃
・ 選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・ 開票事務と選挙会事務との合同	〃
・ 選挙会を行う場所及び日時	〃
・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、長崎県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。
令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

- 1 選挙の期日 令和3年12月5日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
五島市選挙区	1人

長崎県選挙管理委員会告示第52号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。
令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

市町名	繰上投票区名	投票期日
五島市	福江第22投票区（久賀島地区） 奈留第1投票区（浦地区） 奈留第2投票区（泊・大林・前島・汐池・東風泊地区） 奈留第3投票区（船廻・矢神・南越地区） 奈留第4投票区（白這地区） 奈留第5投票区（夏井・大串地区）	令和3年12月4日

長崎県選挙管理委員会告示第53号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

1 長崎県議会議員補欠選挙投票用紙

令和三年十二月執行
長 崎 県 議 会 議 員
補 欠 選 挙 投 票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 長崎県議会議員補欠選挙点字投票用紙

令和三年十二月執行
長崎県議会議員
補欠選挙投票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

点字投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考
- 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 - 3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第54号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
五島市選挙区	平田 國 廣	五島市岐宿町岐宿388番地5	中村 健 一	五島市玉之浦町玉之浦629番地

長崎県選挙管理委員会告示第55号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙区（五島市）の開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会を行う場所において選挙会の事務に併せて行う。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

長崎県選挙管理委員会告示第56号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選挙区	選挙会を行う場所	選挙会を行う日時
五島市選挙区	五島市三尾野町266番地1 五島市中央公園市民体育館	令和3年12月5日 午後8時

長崎県選挙管理委員会告示第57号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報について、長崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年長崎県条例第9号）第4条第2項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選挙区	くじを行う場所	くじを行う日時
五島市選挙区	五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局4階A会議室	令和3年11月26日 午後5時15分

長崎県選挙管理委員会告示第58号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会

委員長 葺本 昭晴

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号電話代表
直通
(八二四)一一一
(八九五)二二一
四一印刷所
印刷人長崎県
長崎市弥生町八番三十号株式会社
永泰
岩永印刷所
明